

令和元年6月定例会 提出議案

・令和元年6月21日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
委員会提出議案 第1号	地域力を強化する支援策の充実を求める意見書の提出について	意見書	可決	市長
委員会提出議案 第2号	確実な復興の総仕上げを求める意見書の提出について	意見書	可決	市長
議議案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	意見書	可決	内閣総理大臣、 総務大臣、財務大臣、 農林水産大臣、国土交通大臣

委員会提出議案第1号

地域力を強化する支援策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり釜石市長に対し、意見書を提出します。

令和元年6月21日 提出

提出者 東日本大震災復興対策特別委員会
委員長 山崎 長 栄

(別紙)

地域力を強化する支援策の充実を求める意見書

被災地域においては、復興の遅れなどから住民が予想以上に戻らず、地域コミュニティの構築は極めて厳しい状況下に置かれています。

町内会等の地域コミュニティは、災害時には互助・共助を担いますが、当市のように高齢化が顕著な自治体は、自助に頼ることが難しく、止まらない人口減少は公助を担う職員の削減につながることも想定されます。また、この先、地域コミュニティの互助・共助に求められる役割は、なお一層、増大していくことは明らかです。

厚生労働省は2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援とサービス提供体制の構築を推進しています。この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が地域の特性に応じて、介護、医療、予防の専門的なサービスと、その前提となる住まい、生活支援、福祉サービスを相互に関連・連携させながら、在宅での生活を支えていく仕組みづくりです。当市も、先駆的に取り組んできているところですが、包括的な支援とサービス提供体制を構築するときに、地域医療と介護体制が人的資源の不足などから不十分であることに、被災地域住民はもとより、市民の不安が広く募ってきています。地域包括ケアシステムを構築し維持していくことへの更なる努力と、地域力の強化には、世帯減で自治運営に窮する町内会等への支援策が待たれますが、被災地域住民や高齢者の不安を解消させるためにも、下記の事項についての支援策を講ずることを求めます。

記

- 1 市民ニーズに応えるためにも、地域医療を支える医師など、医療・介護資源の充実・確保、特にも在宅医療を維持・充実させるために、あらゆる施策を検討すること。
- 2 町内会等の自治組織において活発な活動が行われるよう、地域コミュニティの強化につながる支援と、活動の負担軽減に必要な措置をとること。
- 3 地域活動に企業や教育機関などを巻き込むため、インセンティブな施策など、創意工夫し活動の活発化に支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

岩手県釜石市議会

釜石市長 野田武則様

委員会提出議案第 2 号

確実な復興の総仕上げを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり釜石市長に対し、意見書を提出します。

令和元年 6 月 21 日 提出

提出者 東日本大震災復興対策特別委員会
委員長 山 崎 長 栄

(別紙)

確実な復興の総仕上げを求める意見書

東日本大震災から 8 年余が経過し、ハード面での復興事業は総仕上げの時期にあります。しかし、歳月が経過しても、家族を亡くし、財産を失った被災者の心の傷は、いまだに癒えたとは言い難い状況です。

特に児童生徒は、幼いときの強烈な震災体験とともに、被災した親の影響を受けることから、内陸部の子どもより沿岸部の子どもは不安が多いとも言われています。

また、行政の支援が画一的であったため、被災者の抱える多様なニーズに応えられず、配慮に欠いた面もあり、公平であるべき支援物資や支援金の配付、障がい者や要支援者の対応などに課題があり、被災者には根強い不公平感があります。

宅地造成においても、被災者の不公平感は発生しております。重大な欠陥も散見されており、住民の方の不安・不満の要因になっています。

災害によって受けた無念、虚しさ、悲しみを軽減するため、多様で重層なダメージを個別に把握し、必要な支援を組み合わせるオーダーメイドの支援が求められており、それは決して不可能ではありません。

については、被災者の心のケアと不公平感の是正のため、下記事項の実現を強く求めます。

記

- 1 復興・創生期間終了後も、被災者の心に寄り添う施策を継続・強化し展開していくこと。特に児童生徒の心身の健やかな成長に最大限配慮をすること。
- 2 必要な支援を組み合わせるオーダーメイドの支援をおこなうこと。
- 3 被災者間に根強い不公平感の是正措置を検討すること。また、支援制度は積極的に発信し、必要とする方に確実に情報が届く方法を考慮すること。
- 4 造成された宅地について、被災者が再建された後も不安・不満があることから、被災者の声に真摯に向き合い、丁寧に対応するとともに、必要に応じて改修工事の措置をとること。

以上 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

岩手県釜石市議会

釜石市長 野田 武 則 様

議案第2号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出します。

令和元年6月21日 提出

提出者	釜石市議会議員	菊池孝
賛成者	同	木村琳藏
	同	古川愛明
	同	菊池秀明
	同	遠藤幸徳
	同	細田孝子

(別紙)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和元年6月 日

岩手県釜石市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	石	田	真	敏	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
農林水産大臣	吉	川	貴	盛	様
国土交通大臣	石	井	啓	一	様